

大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会運営要綱

令和 7 年 1 月 10 日 6 ま計発第 11171 号 区長決定

改正 令和 7 年 3 月 31 日 6 ま計発第 11592 号 まちづくり推進部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区附属機関の設置等に関する条例（令和 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により設置する大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 歴史まちづくり施策に関すること。
- (4) その他区長が必要と認めた事項。

(任期)

第 3 条 委任の任期は、任命又は委嘱の日から当該任命又は委嘱の属する年度の翌年度末までとする。

(組織)

第 4 条 協議会の委員は、区長が任命又は委嘱した次の各号に掲げる委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しよ

うとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

- (3) 重要文化財建造物等の所有者
- (4) 区民（地域団体又は大田区自治会連合会に属する者）
- (5) 大田区職員
- (6) その他区長が必要と認める者
(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ副会長がその職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）に接続して会議に参加すること又は書面による会議により、出席したものとみなすことができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の規定は、第3項による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。
(意見の聴取等)

第7条 協議会は、審議のため必要性があると認めるときは、区職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることが

できる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第9条 前条の規定により協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

- 2 傍聴人の定員は、10名程度とする。ただし、会長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更することができる。
- 3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。
- 4 会長は、傍聴人が前項に抵触した場合、注意を促し、これに従わないときは、その者を退場させることができる。
- 5 会長は、前項に基づき傍聴人に傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、その者は速やかに退場しなければならない。

(庁内検討委員会)

第10条 計画の策定及び推進に向けて、関係部局と連携・協力しながら円滑な運営を図るため、庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。